

みんなの水道

災害時の「断水」に備えて…

町では、災害に備えてさまざまな対策をとっていますが、大きな災害が発生すると広い範囲で断水する可能性があります。給水車の到着まで時間がかかることも予想されますので、災害時の備えとしてご家庭でも水を備蓄しておきましょう。

◇必要な備蓄量（目安）

- 1人当たり
- 1日3リットルを3日分
- 合計9リットルが必要



◇水道水の保管方法

清潔で口が閉められる容器に入れ、直射日光の当たらない涼しいところで保管しましょう。

水道水の塩素による消毒効果は時間が経つにつれて減少しますので、3日程度でくみ替え、期間が過ぎた水は洗濯などの雑用水にご利用ください。

◇くみ置きのおすすめ

災害時には、飲み水以外にも多くの生活用水が必要です。お風呂の残り湯をすぐに捨てずにくみ置きしておくと、水洗トイレを流すなどの雑用水に利用できます。



■問い合わせ
町建設水道課上下水道グループ ☎ 73-7514

シューパロダムの水を放流します

北海道開発局札幌開発建設部では、夕張川の上流で夕張シューパロダムの試験湛水を平成26年3月から継続しています。今後ダムに貯まっている水を、11月上旬ごろから放流する予定です。放流を開始すると、夕張川の水量は平年よりも増水します。危険ですので、河川の中に立ち入らないようにお願いします。

◆問い合わせ

夕張シューパロダム総合建設事業所
☎ 011(611)4006

年末調整 事業所向け説明会

◆日時

11月28日(金)
午後2時～3時30分

◆場所

カルチャープラザ「Eki」2階

◆内容

年末調整事務および源泉徴収票・同合計表などの作成要領についての説明会

◆問い合わせ

岩見沢税務署
☎ 0126(22)9555
町税務課課税グループ
☎ 73505

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請期間を延長します

消費税の引上げに伴い、経済的な負担を軽減するための臨時的な措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給しています。対象となる方で手続きがお済みでない方は期間中の申請をお願いします。

◆平成26年1月2日以降に転入された方

前住所での申請となりますので前住所地へお問い合わせください。

◆公務員の方

所属長から交付されている「申

2つの給付金の申請は済んでいるかな？
もう一度カクニンジャ！



◆申請受付 11月14日(金)まで
◆申請先・問い合わせ
町保健福祉課福祉・子育てグループ
☎ 732222（窓口④）

申請書「児童手当受給状況証明書」により期日までに申請してください。

町税納期限

納税は便利な口座振替をご利用ください

12月1日(月)

固定資産税 ④期
国民健康保険税 ⑤期
介護保険料 ⑤期
後期高齢者医療保険料 ⑤期

コンビニ納付可

課税内容に関するお問い合わせ 町税務課課税グループ ☎ 73-7505

納税に関するご相談

町税務課収納グループ ☎ 73-7506

くらし

火災想定訓練のためサイレンが鳴ります

栗山消防団では、火災想定訓練を実施するため、次の日程でサイレンを鳴らします。火災と間違わないようご注意ください。

◆問い合わせ

南空知消防組合消防署
☎ 720150

◆第1回火災想定訓練

日程	分団名	地区
11月6日(木)	第3分団 7:00～	継立 日出 南学田
11月7日(金)	第1分団 6:30～	栗山
	第2分団 7:00～	角田 雨煙別

無年金者に生活支援給付金を支給します

◆対象 65歳以上の公的年金の受給資格のない方で、次の①～⑥のすべてに該当し生活に困窮していると認められる方
①生活保護費の支給を受けていない方
②前年の収入額が80万円未満の方

歳末たすけあい見舞金配分事業のお知らせ

歳末たすけあい運動で町民の皆さんから寄せられた募金から、支援を必要とする世帯に対して見舞金を支給します。

◆対象

生活保護受給世帯を除く、次のいずれかに該当する世帯
①母子・父子世帯
収入基準額264万2千円以内
②70歳以上の1人暮らし高齢者世帯
収入基準額100万8千円以内
③70歳以上の高齢者夫婦世帯
収入基準額142万2千円以内

◆申請手続 申請書（印鑑）の他に審査に必要な書類（通帳）などが必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ・申請先

町保健福祉課高齢者・介護グループ
☎ 73507

④障がい者世帯
収入基準額298万6千円以内
※障害者手帳1、2級または、療育手帳A、B所持者
⑤その他の世帯（②・③の世帯で、18歳未満の子（孫）が同居している世帯など）
収入基準額257万3千円以内
⑥在宅で寝たきりの方がいる世帯
⑦児童福祉施設に入所している方がいる世帯
⑧高齢者福祉施設に入所し、年金を受給していない方
※⑥～⑧は収入額を問いません。収入基準額は生活保護世帯の約1.1倍の収入額以内となります。

◆支給額（予定）

正式な支給額は、12月に開催する配分委員会で決定します。
対象②の世帯 9千円
対象⑥の世帯 1万円
対象⑦・⑧の世帯 5千円
前記以外の世帯 1万1千円
◆支給方法 12月下旬に地域担当民生委員より支給
◆申込方法 11月21日(金)までに社会福祉協議会に備え付けの「歳末見舞金配分申請書」を提出（印鑑・障害者手帳をご持参ください）
◆申込先・問い合わせ 栗山町社会福祉協議会
☎ 721322



【問い合わせ】 桜丘町内会 藤原 ☎ 72-1070

相談無料

- 離婚 (45分)
- 多重債務 (30分)
- 交通事故 (30分)
- 雇用トラブル (30分)

※その他相談は有料のご案内となります。

あなたの悩みに
コタエを出します

相談予約ダイヤル

0126-33-8373

平日 10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)

札幌弁護士会 南空知法律相談センター

くらし

電波の安全性に 関する説明会を開催

電波の性質や健康への影響など電波の安全性に関して理解を深めることを目的に説明会を開催します。

◆日時

12月4日(木)
午後1時20分～4時50分

◆場所

札幌第1合同庁舎 2階講堂
(札幌市北区北8条西2丁目1-1)

◆定員

100人(参加無料)

◆申込方法

「電波の安全性に関する説明会」と記入し、氏名、連絡先などを明記のうえ、12月2日(火)までにファックスまたはEメールでお申込みください。

◆申込先・問い合わせ

総務省 北海道総合通信局
電波監理部 電波利用環境課
Eメール
denjikankyo-hokkaido@soumu.go.jp
FAX 011(709)2486
☎ 011(709)2311
(内線4745)

地デジ難視対策の各種支援が終了します

国が実施している地デジ難視対策のための各種支援制度は、平成27年3月末をもって終了します。期限までに地デジ対策工事を完了するためには、遅くとも本年12月中の申込みが必要です。お早めの申込みをお願いします。

◆問い合わせ

総務省地デジコールセンター
☎ 0570(07)0101
町経営企画課地域政策グループ
☎ 7502

退職金の悩み「中退共」で解決しませんか？

中小企業退職金共済制度(略称:中退共制度)は、国が支援する退職金制度です。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。積極的に活用ください。

◆問い合わせ

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎ 03(6907)1234
FAX 03(5955)8211
ホームページ
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

個人事業税のお知らせ

◆12月1日(月)は、個人事業税第2期の納期限です！

個人事業税第2期分の納付書は、8月に第1期分納付書と一緒に送付していますので、お確かめのうえ、銀行・郵便局などの金融機関で納期限までに納めてください。

◆お手元に納付書がありますか？

納付書がお手元にない場合には、再度納付書を送付しますのでお早めに空知総合振興局納税課までご連絡ください。

◆口座振替納税をご利用ください

うっかり納期限を忘れて延滞金を支払うことがなくなります。今年度の申込みは翌年度から口座振替を開始します。

◆問い合わせ

空知総合振興局納税課納税第一係
☎ 0126(20)0055

電気メーターの有効期限は切れていませんか？

取引や証明に使用される電気メーターは検定が必要であり、その有効期限が定められています。有効期限は電気メーターに貼られたシールで確認してください。シールがないものや期限切れの電気メーターは使用できません。

夕張川河川整備計画【変更】 原案の縦覧について

北海道開発局は、石狩川水系夕張川河川整備計画【変更】の原案を取りまとめました。

これについて関係住民の方々から意見をいただくため、本原案を縦覧します。

なお、本整備計画【変更】については、関係住民の意見をうかがった後、北海道知事の意見を聞き、策定する予定です。

◆縦覧期間

11月10日(月)～12月9日(火)

◆縦覧場所

栗山町役場新庁舎2階(建設水道課内)

◆問い合わせ

札幌開発建設部河川計画課
(整備計画担当)
☎ 011(611)0329

高次脳機能障がい者と家族のつどい開催について

高次脳機能障がいとは、交通事故や脳の病気などで脳に損傷を受けた後「物覚えが悪くなった」「注意力、集中力が低下した」などの症状により、日常生活や社会生活に支障をきたすものです。

岩見沢保健所では、高次脳機能障がい者ご本人および、ご家族同士の交流を目的につどいを開催します。ぜひご参加ください。

また、高次脳機能障がいについてのご相談もお受けしますので、お気軽にご相談ください。

※参加を希望される方は、保健所まで事前にご連絡ください。

◆開催日

奇数月第3金曜日
午後1時～3時まで

◆場所

空知総合振興局1階保健所会議室
(岩見沢市8条西5丁目)

◆申込先・問い合わせ

岩見沢保健所
☎ 0126(20)0122



ふれあい広場くりやま

日時 11月9日(日)
9:00～14:30

場所 カルチャープラザ「Eki」

ふれあい広場くりやまでは、福祉・ボランティア団体などによる出店(飲食コーナーもあり)や会場全店共通の割引券がもらえる「福祉体験スタンプラリー」を行います。また、ギフト券(1万円2本)、日用品などの景品を約80点用意する「ふれあい大抽選会」も開催します。

【実施団体】

2014ふれあい広場くりやま実行委員会

【主催・問い合わせ】

栗山町社会福祉協議会 ☎ 7322

◆日程

9:00～社会福祉貢献者表彰式
10:00～栗山いちい保育園発表
11:00～MAGICIAN
太田ひろしマジックショー
13:00～栗山のぞみ歌謡ショー
13:30～ふれあい大抽選会

◆抽選券

受付にて先着で1,000枚無料配布

◆福祉体験スタンプラリー

スタンプカードは受付で用意

◆その他

ボランティア団体などの趣向を凝らしたお店が多数出店。移動献血車(10:00～14:00)もきます。



くりやま景観フォトコン 作品募集

くりやまのいい景色を みつけよう。

◆栗山町内の景観写真を大募集

◇グランプリには2万円相当

の町特産品を贈呈

◇こども賞もあります

◇詳しくは町ホームページへ

【応募期間】平成27年4月30日まで 【問い合わせ】町建設水道課 ☎ 73-7513

国民年金

いい

みらい

11月30日は「年金の日」

厚生労働省では『国民一人ひとりが、高齢期の生活設計に思いをめぐらしていただく日』として11（いい）月30（みらい）日を「年金の日」としました。この機会に、ご自身の年金記録と年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

岩見沢年金事務所では11月30日(日)に休日年金相談を実施しますので、お気軽にご相談ください。
 ＊年金手帳や年金定期便、または本人確認ができる書類（運転免許証など）をご持参願います。

扶養親族等申告書は期限までに

老齢年金や退職年金は雑所得として所得税の課税対象とされています。
 課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限の12月1日(月)までに必ず提出してください。
 この申告により、平成27年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。
 もし提出を忘れると各種控除が受けられないため、所得税の源泉徴収税額が多くなり、払込額が減額となる場合がありますのでご注意ください。

【今年度「扶養親族等申告書」が送付される方】

対象者	年齢		年金額
	65歳未満	65歳以上	年金額が108万円以上 年金額が158万円以上

日本年金機構 年金ダイヤル

☎ 0570-05-1165

【問い合わせ】

町住民生活課住民・国保グループ ☎ 73-7509

◆**対 象**
医療関係者、一般住民（先着50人）

◆**講 師**
長谷川聡氏（北海道医療大学看護福祉学部）

◆**内 容**
がんの疾患特性に配慮したがん患者さんからの話の聞き方を、実習や講義でわかりやすく学びます。

◆**参加費** 無料

◆**申込期限** 11月11日(火)

◆**申込先・問い合わせ**
岩見沢保健所健康増進係
☎ 0126（20）0116

◆**募 集**

陸上自衛隊高等工科学
校生・自衛官候補生募集

◆**自衛隊の高校で学ぼう！**
◇陸上自衛隊高等工科学校生徒募集
○受験資格
・中卒（見込み含む）、15歳～17歳未満の男子
○受付期間
11月1日(土)～平成27年1月9日(金)
○一次試験
平成27年1月24日(土)

◆**自衛隊の経験を社会で生かそう！**
◇男子自衛官候補生募集
○対象年齢

・18歳～27歳未満
○受付期間 随時
○採用試験 受付時に通知
○俸 給
月額159500円（2士任官以降）

○退職手当
1任期 約54万円(陸)
2任期 約138万円(陸)
※詳しくは問い合わせください。

◆**問い合わせ**
自衛隊札幌地方協力本部恵庭地域事務所
☎ 0123（34）5438

◆**説明会**
◇日時
11月14日(金) 午後6時30分から

◇場 所 カルチャープラザ「Eki」

◆**会 費**
2万5千円（傷害保険を含む）

◆**申し込み** 説明会当日に受付

◆**申込先・問い合わせ**
栗山スキー連盟 桐越
☎ 090（3019）1326

※由仁スキー連盟競技部との合同説明会となります。
 ※「キッズ教室 ポール教室説明会」は、あらためてご案内します。

栗山スキー連盟ジュニア・レーシング会員募集

◆**催し**

Ohmurasaki Music Festa 2014

◆**日時・場所**
11月22日(土)
◇白光堂楽器店まちかどホール

・開場 午前11時30分

・開演 午前11時50分～午後6時30分

◇**コーヒートップツモロー**
・開場 午前11時30分

・開演 午後1時30分～8時30分

◆**内 容**
公募によるバンド演奏（2会場にて計14組を予定）

◆**入場料** 無料

◆**問い合わせ**
OTO・MAUくりやま
代表 松本 貴子
☎ 090（3393）4677

◆**試験**

狩猟免許試験

◆**日 時**
12月7日(日) 午前9時から

◆**場 所**
空知総合振興局

◆**講 師**
小樽市立松ヶ枝中学校養護教諭 佐藤 世子 氏

◆**問い合わせ**
栗山の教育を語る会
会長 泉 真沙子
☎ 725529

◆**予備講習**
11月30日(日)午前9時～午後4時まで予備講習を行います。

◆**場 所**
岩見沢市民会館 まなみーる

◆**受講料**
第1種、第2種 7500円
網 5000円
わな 5000円
同時受講 10000円

◆**受付期間** 11月1日(土)～21日(金)
※詳しくはお問い合わせください。

◆**問い合わせ**
空知猟政協議会
☎ 0126（25）5768

◆**講習**

赤十字救急法基礎講習会・救急員養成講習会

急病人やけが人に正しく応急手当ができる知識と技術を身につけ、日常に役立つ講習会を開催します。

◆**日 時**
11月23日(日)
午後12時30分～4時30分

◆**対 象** 満15歳以上の方

◆**受講料** 1500円
※講習会終了後検定を行い、合格者に認定証を交付

◆**救急員養成講習会**
『救急員養成講習会』
◆**日 時**
11月30日(日)・12月7日(日)
午前8時45分～午後4時30分

◆**対 象**
救急法基礎講習を修了し、認定された方

◆**受講料** 1700円
※講習会全日程終了後検定を行い、合格者に認定証を交付

◆**場 所（両講習会とも）**
総合福祉センターしゃるる

◆**定 員** 各30人

◆**申込期限** 11月14日(金)

◆**申込先・問い合わせ**
保健福祉課福祉・子育てグループ 内 日赤栗山町分区事務局
☎ 732222
FAX 732266

◆**がん患者のための「話の聴き方」講座**

岩見沢保健所では、地域の緩和ケア体制の充実を図ることを目的として、がんの疾患特性に配慮したがん患者さんからの話の聞き方講座を開催します。

◆**日 時**
11月15日(土)
午後2時～4時

◆**場 所**
岩見沢市文化センターまなみーる2階音楽室

ご厚意ありがとうございます。

平成26年度 ふるさと応援寄附

4/1～10/15までの総数7,700件

78,737,101円

【問い合わせ】町経営企画課 ☎73-7503

相談

無料法律相談

日時・場所

11月21日(金) 午後1時～4時
総合福祉センター「じやるる」

内容

札幌弁護士会所属弁護士による30分間程度の法律相談

申込方法

事前に電話で予約

相談料

無料 (定員6人)

予約・問い合わせ

町社会福祉協議会

☎721322

こころの健康と経済問題合同相談会

岩見沢保健所管内では、全道・

全国に比べて自殺による死亡率が高く、特に働き盛りの中高年男性に多い傾向があります。自殺の背景には、うつ病などのこころの病気や借金などの経済問題などが複雑に関係していることも多いと言われています。そのため、岩見沢保健所では弁護士と精神科医による相談会を開催します。(秘密厳守、無料)

日時

11月14日(金) 午前10時～午後4時

場所

美瑛市総合福祉センター

対象

借金などの経済問題でお困りの方、こころに悩みがある方など

内容

精神科医による「こころの健康相談」および弁護士による「借金などの経済問題の相談」

予約期限

11月10日(月)

予約先・問い合わせ

岩見沢保健所健康支援係

☎0126(20)0122

心の健康相談

日時・場所

◇11月12日(水) 午前10時～正午
夕張市保健福祉センター

◇11月20日(木) 午後1時～3時
岩見沢保健所(空知総合振興局内)

対象

心に健康問題を抱えている方、精神障がいのある方、そのご家族

相談員

精神科嘱託医師による面接相談

申込期限

前日の午前中

申込先・問い合わせ

岩見沢保健所健康支援係

☎0126(20)0122

くらのやみく

【物 品】

◇元田 隆さん(松風4)

【ボランティア】

◇月見草の会(土田清美会長)

◇シナリー化粧品(砂川市)

◇ビハラー栗山(吉田輝雄会長)

泉徳苑へ

【物 品】

◇カインドネスシオミ薬品(松風3)

◇ココカラファインくすりのえびな

(中央2)

◇エスケイアイファーマシーの花

薬局栗山店(朝日2)

◇JAそらち南コボロの会

【ボランティア】

◇栗山赤十字奉仕団

◇周田 寛達住職(法蔵寺)

◇卜部 澄子さん(松風4)

◇三浦 英昭さん(朝日4)

◇西岡 マサ子さん(松風2)

◇太田 欣仁さん(松風2)

【慰 問】

◇株式会社日本ハムファイターズ

◇宝玉連と麦の会

◇ケーナの会

おめでた

【9月15日～10月15日届出分(敬称略)】

氏 名	月 日	父 母 名	住 所
宮坂 彩奈	9/6	豊 稔	松風3
水野 統晴	9/8	梨 咲	松風2
喜多村 大輔	9/8	猷 美 瑠	継 立
月 輪 大 誠	9/20	由 淳 美 子	角 田
中井 琥太郎	9/24	祐 光 也	雨 煙 別
安孫子 めぐ	9/26	あ 嘉 かね 彦	松 風 3
大佐 賀理央	9/26	横 代 社	大 井 分
畠 中 瑛汰	9/30	嶋 崎 嗣	中 央 3
小林 駿介	10/6	恵 明	富 士 2
田 中 菜月	10/7	嫩 織	松 風 2
安 達 彩 織	10/10	春 龍 佳	富 士

おくやみ

【9月15日～10月15日届出分(敬称略)】

氏 名	年 齢	世 帯 主	住 所
谷 山 和 一	75	本 人	中 央 3
神 田 一 藏	86	本 人	中 央 里
工 藤 ミ ヤ	90	本 人	中 央 3
岡 崎 ハ ル エ	85	本 人	富 士
小 林 和 子	70	本 人	中 央 4
小 野 寺 晶 子	80	本 人	中 央 3
植 田 妙 子	83	本 人	中 央 4
尾 崎 ミ ツ エ	89	本 人	中 央 4
本 多 一 良	79	本 人	中 央 2
齊 藤 久 美 子	80	本 人	中 央 2
稲 井 一 郎	95	本 人	中 央 2

女性の人権ホットライン強化週間

11月17日(月)から23日(月)までは、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性の人権に関する悩みごとや心配ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が相談時間を延長して対応し、解決に導きます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

相談時間

①11月17日(月)～21日(金)

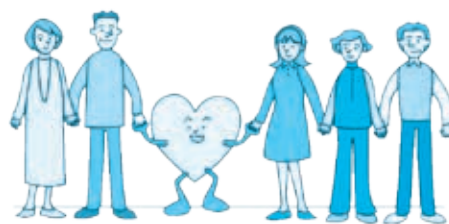
午前8時30分～午後7時

②11月22日(土)、23日(日)

午前10時～午後5時

専用相談電話番号

☎0570(070)810



ご厚意

町へ

【金一封】

◆総務寄附金(まちづくり)として

◇空知信用金庫(鈴木道明理事長)

◇武岡 伊都子さん(御園)

◆教育寄附金(里山計画実行委員会)として

◇飯沼 紀さん(継立)

◆社会福祉寄附金(地域福祉基金)として

◇本多 祐子さん(中央2)



100万円を手渡す空知信用金庫 鈴木理事長

社会福祉協議会へ

【金一封】

◇谷口 温松さん(富士)

◇柳本 敦子さん(中央2)

除雪サービス事業申請受付中！

次の4項目すべてに該当し、下表の対象世帯であれば、冬期間の除雪にかかる費用の助成を受けることができますので申し込みください。

すべてに該当し、
下表の対象世帯
であれば費用の助成
を受けられます。

- ・平成26年度の町民税非課税の世帯
- ・町税などの滞納がない世帯
- ・同一町内会、自治会に65歳未満の子がいない世帯
- ・町内会、自治会単位などで共同負担により、除雪を行ってない世帯

申込みは **11月7日(金)**まで

サービス内容	自宅周辺で自らが行えない範囲の除雪や排雪、屋根の雪下ろしに対する費用を助成
助成額	除雪などにかかる費用の7割(生活保護世帯は9割)相当を助成 ※限度額有り

事業名	対象世帯
高齢者除雪サービス事業 【申込先・問い合わせ】 町保健福祉課高齢者・介護グループ ☎73-7507	◎次のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が67歳以上の世帯 ②世帯全員が要支援、要介護認定を受けている世帯 ③「67歳以上」又は「要支援・要介護の認定者」の方と「上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい(1・2級)のある方」のみの世帯
障がい者除雪サービス事業 【申込先・問い合わせ】 町保健福祉課福祉・子育てグループ ☎73-2222	◎次のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい(1・2級)のある60歳以上の方のみの世帯 ②生活保護を受給し、上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい(1・2級)のある一人暮らしの世帯